

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月31日
【ファンド名】	パインブリッジ厳選インド株式ファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白 勢 菊 夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小 林 徹 也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【臨時報告書の提出理由】

追加型証券投資信託「パインブリッジ厳選インド株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）について、投資信託約款の変更の予定があるため、下記の通り金融商品取引法第24条の5第4項の規定および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．変更の内容についての概要

当該証券投資信託は2022年3月28日に設定した後、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行っており、2023年5月末現在で純資産総額は約181億円（基準価額10,852円）となっています。弊社では、販売会社より当該証券投資信託が2024年1月に始まる少額投資非課税制度（NISA）の対象となることを望む受益者様が多くいらっしゃるのご意見を伺っていることや、当該証券投資信託の純資産総額や基準価額が順調に推移していることなどから、投資信託約款の変更を行い長期投資に適した形に変更し、新しいNISAの対象ファンドとすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。このため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき書面決議の手続きをとることとしました。

つきましては、2024年1月に始まるNISAに対応するため、以下の変更を行います。

信託期間を2048年12月30日までに延長します。また、主要投資対象としている外国籍投資信託証券が繰上償還となる場合には当該証券投資信託も繰上償還となることを定めているため、主要投資対象を別に定める投資信託証券に変更し、投資対象投資信託証券の運用が困難と判断される場合等には投資対象投資信託証券を変更できるようにすることで受益者の長期投資を可能とします。

デリバティブへの実質投資はヘッジ目的に限定する旨を明確にします。

上記 に関連する項に所要の変更を行います。

投資信託約款変更に係る新旧対照表

新	旧
運用の基本方針 2．運用方法 (1)投資対象 有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。	運用の基本方針 2．運用方法 (1)投資対象 米ドル建ての外国籍投資信託証券「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」および「日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
(2)投資態度 インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指します。 投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から委託者が選択します。なお、指定投資信託証券については見直すことがあります。	(2)投資態度 インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする外国籍投資信託証券「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」およびわが国の公社債を主な投資対象とする「日本債券マザーファンド」に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指します。 (追加)

<u>インドの取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式等を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。</u> <u>わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u> __（略） __（略）	<u>外国籍投資信託証券「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。</u> <u>「日本債券マザーファンド」への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</u> __（略） __（略）
（３）投資制限 <u>投資信託証券への投資割合は制限を設けません。（ただし、わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資を除きます。）</u> （略） <u>デリバティブへの直接投資は行いません。デリバティブへの実質投資はヘッジ目的に限定します。投資対象の投資信託証券においてヘッジ目的以外でデリバティブを使用した場合、投資対象から速やかに除外し、他の投資信託証券への投資に変更します。</u> ～（略）	（３）投資制限 <u>投資信託証券への投資割合は制限を設けません。（ただし、「日本債券マザーファンド」への投資を除きます。）</u> （略） <u>デリバティブへの直接投資は行いません。</u> ～（略）
投資信託約款 （信託期間） 第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から<u>2048年12月30日まで</u>とします。	投資信託約款 （信託期間） 第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から<u>2032年3月31日まで</u>とします。
（運用の指図範囲等） 第16条 委託者は、信託金を、主として別に定める<u>投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）</u>のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（以下、略）	（運用の指図範囲等） 第16条 委託者は、信託金を、主として<u>パインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「日本債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）</u>、および外国籍投資信託証券「<u>パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド</u>」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（以下、略）
（投資信託契約の解約） 第41条 （略） （削除）	（投資信託契約の解約） 第41条 （略） <u>委託者は、この信託が主要投資対象とする「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</u>

～ （ 略 ） 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。	～ （ 略 ） 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。 第3項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、および第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合も同じとします。
付表 ・運用の基本方針および投資信託約款第16条に規定する「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。 親投資信託「日本債券マザーファンド」 外国籍投資信託証券「パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド」	（ 追加 ）

□．変更の年月日

2023年9月13日